

## 一般財団法人神戸市水道サービス公社 ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（以下「公社」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載を適正に行うため、ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第2条 要綱第3条に規定する広告の掲載位置及び枠数は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掲載位置は、公社ホームページの公社が指定した位置
- (2) 掲載枠数は、上記掲載位置に設けた掲載枠に1社につき1枠

### (広告の基準)

第3条 要綱第4条で定めるもののほか、広告画像及びリンク先ホームページの内容が次の各号に該当する場合は、広告掲載を認めないものとする。

- (1) 申込者以外の者の広告となるもの
- (2) 代理店募集、副業、内職会員募集などで内容が不明確なもの
- (3) 消費者金融及び風俗営業に類するもの
- (4) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (5) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (6) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明にあたるもの及び売名目的のもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払い方法、返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 公社が推奨しているかのような誤解を招くおそれがあるもの、あたかも公社ホームページの一部であるような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者のもの
- (12) その他、掲載するのに適当でないと公社が判断したもの

### (広告の種類)

第4条 要綱第5条第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

### (広告の規格)

第5条 要綱第5条第2号の規定による広告の規格は公社が指定する。

### (広告の禁止表現)

第6条 要綱第5条第3号の規定による禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるもの
  - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
  - (3) 実際には機能しないもの
  - (4) その他広告の表現として適当でないと公社が認めるもの
- (広告の掲載期間)

第7条 要綱第6条第4項の規定による広告掲載開始日及び広告掲載終了日は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広告掲載開始日 休日等の翌営業日とする
  - (2) 広告掲載終了日 休日等の翌営業日とする
- (審査)

第8条 要綱第9条第1項の規定による審査は、書類の合議をもつて行うことができる。

(広告掲載料)

第9条 要綱第11条の規定による広告掲載料は、1枠あたり月額11,000円(消費税及び地方消費税含む)とする。

附則

この要領は令和6年10月1日から施行する。